

NPO 法人バンビの会 2026 年度給付型奨学金募集要項

2025 年 10 月 25 日

1. 募集対象者

- (1) 生活困難な環境にいる高校生、児童養護施設に在籍または里親の元で生活している高校生で、大学・短大・専門学校への進学を希望していること
- (2) 進学に際し将来の夢を持っていること
- (3) 三重県で行われる面接及び毎年 3 月開催の交流会「春のつどい」に出席できること（交流会会場までの交通費は全額支給します）

2. 給付内容及び給付方法

年 30 万円を返済不要で給付します。

4 月 1 日、8 月 3 日、12 月 1 日に各 10 万円を指定された奨学生本人の銀行口座へ振り込みます。

3. 給付期間

給付期間は、入学から卒業までの正規の最短修業期間とし、給付期間の延長はありません。ただし奨学生が転学・転学部（科・コース）・編入学した際は期間内において給付を継続するものとする。

4. 募集人数

3 名

5. 応募方法と期日

当法人のホームページの応募用紙に必要事項を記入しメールで送信してください。

応募期間：2025 年 11 月 1 日～2026 年 1 月 31 日

6. 選考方法とスケジュール

書類審査と面接審査を経て最終決定します。

書類審査結果（2 月上旬）、面接審査結果（2 月下旬）は、本人に通知します。

決定通知を受けた学生は「合格通知書（写し）」と「誓約書」を提出し、正式な給付対象者となります。

7. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 参加義務

毎年 3 月開催の交流会「春のつどい」に出席すること（交通費は当法人が全額負担）

- (2) 提出義務

- ①新入生は入学前までに新住所等連絡先、振込先の届出
- ②当法人が指定する期日までに近況（年2回）を LINE で報告
報告事項：現在の学習内容、学習成果、活動内容、バイト内容、マネープランは計画通りか、困っていることはないかを具体的に報告すること
- ③毎年10月の指定期日までに在学証明書（原本）を提出

（3）届出義務

- ①氏名、住所等の連絡先に変更があったとき
- ②休学、復学、転学、留年、退学したとき
- ③停学、その他処分を受けたとき
- ④海外留学をするとき
- ⑤当団体の奨学金受給を辞退するとき

8. 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ①休学したとき
- ②7.奨学生の義務（2）の提出義務を適切に果たさなかったとき

9. 奨学金給付廃止

以下の場合奨学生の資格喪失とし奨学金の給付を廃止します。

- ①学校で処分を受け停学となったとき
- ②学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
- ③学業成績または品行が著しく不良であるとき
- ④7.奨学生の義務（2）の提出義務を継続して果たさなかったとき
- ⑤最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- ⑥傷病等により修学が困難になったとき
- ⑦奨学生として虚偽の報告を行ったとき
- ⑧反社会勢力と何らかの関りを有することが判明したとき
- ⑨奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑩前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

10. 奨学金の返還

前項により奨学金の給付を廃止した際には、当法人は給付済み奨学金全額の返済を求める。

以上